

船舶事故調査報告書

平成24年4月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年1月22日 11時15分ごろ
発生場所	熊本県上天草市雨竜埼東方沖 雨竜埼灯台から真方位074° 190m付近 （概位 北緯32° 25.9′ 東経130° 25.5′）
事故調査の経過	平成23年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 泰進丸、4トン KM3-27919（漁船登録番号）、個人所有 9.95m (Lr) × 2.65m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、281kW（漁船法馬力数）、昭和59年11月24日 B 漁船 礼喜丸、1トン KM3-53068（漁船登録番号）、個人所有 7.00m (Lr) × 1.56m × 0.58m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和62年11月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年12月17日 免許証交付日 平成22年11月1日 （平成28年3月28日まで有効） B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月24日 免許証交付日 平成22年10月28日 （平成28年6月12日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人
損傷	A 左舷船首外板に破口及び擦過傷 B 船首部カンヌキ左舷側折損、左舷側ブルワーク上縁に擦過傷、操舵室外板破損、オーニング支柱及び舵軸曲損
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗船し、平成23年1月22日11時過ぎ、上天草市姫戸港南南東方沖でのたこつぼ漁を終えて姫戸港へ向けて帰途につき、船長Aが、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、姫戸港口の雨竜埼沖に向けて約20ノットの速力で北北西進した。

	<p>船長Aは、発進した時、1.5海里（M）レンジとしたレーダーにより、雨竜崎東方沖の陸岸近くに船舶の映像1個と同映像の東方約200mにも船舶の映像1個を探知したので、両映像の間に向ける針路として航行した。</p> <p>船長Aは、雨竜崎の南南東方約1,000m沖を航行中、船首の浮上による死角は生じていなかったものの、念のために船首を左右に振ってレーダーで探知した2隻の状況を確認したところ、両船が共に漂流中の釣り船であることが分かり、両船の間に向けて北北西進した。</p> <p>船長Aは、左舷船首方及び右舷船首方にいる両釣り船の見張りに注意を向けていたので、正船首方で漂流中のB船に気付かずに航行し、11時15分ごろ、雨竜崎東方沖においてA船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突し、B船の船首部に乗り上げた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗船し、雨竜崎南方沖で釣りを行ったが釣果がなかったため、10時35分ごろ、雨竜崎東方沖の釣り場に移動し、機関を中立にして漂流した。</p> <p>船長Bは、船首を南南東に向けたB船の左舷船首部で左舷側を向いて手釣りを始め、釣りに注意を向けていたことから、船首方から接近するA船に気付かずに釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、機関音が聞こえたことで左舷船首約30mのところ接近したA船に気付いたが、何もすることができず、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突後、後進をかけてB船から離れ、B船の船首部で意識を失って倒れていた船長BをA船に乗せて姫戸港に戻り、船長Bは救急車により病院へ搬送され、4日間の入院加療を要する頭部打撲を負った。</p> <p>船長Aは、所属漁業協同組合に依頼して海上保安庁に事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、僚船により姫戸港にえい航された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船の甲板員は、操舵室の床に座っていたので、B船に気付かなかった。</p> <p>本事故発生場所の周辺には、事故当時、B船よりも雨竜崎側に3～4隻と沖側に1隻の釣り船が漂流しており、いずれもB船との距離は離れていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、雨竜崎東方沖を北北西進中、船長Aが、レーダーにより前方に2隻の船舶を探知し、目視により両船が漂流中の釣り船であることを確認して両船の間を航行するため、左舷船首方及び右舷船首方にいる両船に注意を向け、正船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、正船首方で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Aは、1.5Mレンジとしたレーダーにより2隻の船舶を探知した際、短距離レンジに切り換えなかったことから、B船を探知することができなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の船首を左右に振ってレーダーにより探知した2隻の状況を確認した際、前方にはレーダーで探知した2隻がいるだけであると思いついていたことから、正船首方で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、雨竜崎東方沖で船首を南南東方に向けて漂泊して釣り中、船長Bが、左舷方を向いて釣りに注意を向け、周囲の適切な見張りを行っていませんでしたことから、船首方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、雨竜崎東方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが、左舷船首方及び右舷船首方にいる釣り船に注意を向け、正船首方の適切な見張りを行わず、また、船長Bが、釣りに注意を向け、周囲の適切な見張りを行っていませんでしたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダーによる見張りを行う場合には、短距離レンジに切り換えるなどして適切な見張りを行うこと。 ・レーダーでは、小型船舶を探知することができないことがあるので、目視による適切な見張りを行うこと。 ・漂泊して釣りをしている場合でも、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船に対し、音響信号器具などにより注意を喚起すること。